

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成23年5月24日
照会部署名 中部ブロック本部厚生年金適用支援G
照会担当者 マニュアルインストラクター
(厚生年金適用支援G長) 栗本 孝広
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 濑上

(受付番号)

| | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ブロック本部受付番号 No.0000-000 | 本部受付番号 No.2011-207 |
|-----------------------------------|--------------------|

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

東日本大震災の影響により通勤経路又は通勤手段が変更となった場合に支払われる交通費について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金保険法第3条第1項第3号、健康保険法第3条第5項
昭和32年2月21日保文発第1515号通知「交通補助金に関する疑義について」

(内容)

東日本大震災の影響による計画停電により、通常の通勤経路により通勤することができなくなったため、別の通勤経路又は別の通勤手段（以下、「代替通勤手段」という。）により通勤することとなった場合に、以下の方法により支払われる交通費（以下、「代替交通費」という。）は、報酬に含みますか。

また、報酬に含む場合は、本年4、5、6月に支払われた場合は通常報酬として定時決定に算入しますか。もしくは、賞与となりますか。

なお、代替交通費は当該事業所の社内諸規定において東日本大震災前に定められていたものです。

＜代替交通費の支払方法＞

通常支払われる通勤手当を清算せず、代替通勤手段による交通費と比較して、

代替通勤手段による交通費が上回った場合に通常支払われる通勤手当との差額を代替交通費として支払う。

逆に、代替通勤手段による交通費が通常の交通費より下回る場合は、清算は行わない。

＜代替交通費の計算方法＞

自家用車を使用した場合に、使用したガソリン代を該当者本人から申出させ、その申出に基づき支払う。

＜対応案＞

昭和32年2月21日保文発第1515号通知において、「過去の労働と将来の労働とを含めた労働の対価として一定の給与規定等に基づいて支給されるもの」で「経常的実質的収入の意義を有するもの」であれば報酬に含めることとされています。

したがって、通常の通勤手当と異なり、天災による非常事態の間に勤務する場合の緊急避難的・実費弁済的な交通費と考えられますので、代替交通費は報酬に含まないものと思料します。

(本部回答)

報酬とは、労働者が自己の労働を提供し、その対償として受けるもので、常時又は定期に受け、労働者の通常の生計に充てられるものとされ、通常の通勤経路における通勤手当については、その実体が経常的実質的収入の意義を有するものとして、報酬に含むものとされています。

また、東日本大震災の影響による計画停電は、電力需要が気象条件により大きく左右されるため、長期間の確実な実施計画をたてることが困難であり、その実施は、最小限の範囲で済むよう直前までの電気の供給力確保や需要の状況により、最終的に決定することとされています。

したがって、計画停電の実施に伴い通常の通勤の経路及び手段以外の方法で通勤した場合に支給される交通費については、支給事由の発生が不確定で偶発的なものであり、また、職務を遂行するため旅行した場合に支給される出張旅費等の実費弁償的なものであると考えられることから、報酬に含まないものとして取扱うこととなります。

本事例については、計画停電の実施に伴い通常の通勤の経路及び手段以外の方法で通勤した場合の交通費と通勤手当の額を比較し、当該交通費が通勤手当の額を上回った場合に限り、差額を支給することとしていますが、この差額の支給事由の発生は、計画停電の実施に伴う不確定で偶発的なものであり、実費相当額の交通費に基づいて差額を算定していることから、実費弁償的なものと考えられ、報酬に含まないものとして取扱うこととします。

| | |
|---------|-------------------|
| 回答日 | 平成23年6月10日 |
| 回答部署名 | 厚生年金保険部適用企画指導グループ |
| 回答作成者 | (一般) 高橋 勝 |
| 連絡先 | [REDACTED] |
| メールアドレス | [REDACTED] |

| | |
|----------------------------------|----|
| 主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長) | 山上 |
|----------------------------------|----|

(回答提供先)

| | | | | | | |
|-------------------------|------------|------------------|------------------|-------------|--------|--------|
| ○ | | | | | | |
| 機構 L A N 掲載 | 相談 センター | 社 労 士 会 | 健 保 協 会 | 年 金 局 | H P | 掲 載 |